

障がいのある方を対象とした NHK放送受信料の免除基準が変わります

受付は平成20年8月1日から行っています。
(受信料が実際に免除されるのは平成20年10月分からです。)

- 平成20年10月1日から免除基準が次のとおり変わります。
【従来の免除基準と新しい免除基準】(平成20年10月1日から)

	全額免除 [障がい者を世帯構成員に有する場合]		半額免除 [障がい者が世帯主である場合]	
	平成20年9月30日まで	平成20年10月1日から	平成20年9月30日まで	平成20年10月1日から
身体障がい者	生活保護に準ずる世帯	世帯構成員全員が市民税非課税世帯	視覚・聴覚障がい者 重度の肢体不自由者	視覚・聴覚障がい者(変更なし) 重度の身体障がい者 (身体障害者手帳 1・2級) ※内部機能障がいの方も対象となりました。
知的障がい者	重度の知的障がい者を構成員に有する世帯で世帯構成員全員が市民税非課税世帯	世帯構成員全員が市民税非課税世帯(重度以外も対象)	適用外	重度の知的障がい者(療育手帳A)
精神障がい者	適用外	世帯構成員全員が市民税非課税世帯	適用外	重度の精神障がい者(精神障害者福祉手帳 1級)

受信料免除の申請手続きについて(既に旧制度にて免除済の場合は必要ありません。)

1. 申請書に必要事項を記入してください。(申請書は、市役所保健福祉課または白沢総合支所市民福祉課にあります。)
2. 市役所または白沢総合支所にて、申請書に「免除事由の証明」を受けてください。(半額免除の場合は、直接NHKの窓口でも受付可能です。詳細はNHKまでお問い合わせください。)
3. 証明を受けた申請書をNHKに提出(郵送)してください。
4. NHKで免除事由確認の上、折り返し「受理通知書」が送付されます。

- 申請に必要なもの 印鑑・障がい者手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者福祉手帳)・NHKお客様番号が確認できるもの

- ◆ 問い合わせ先
保健福祉課 社会福祉係 (☎内線132)
白沢総合支所 市民福祉課 福祉係 (☎内線519)



Asahi アサヒビール

洗練されたクリアな味。辛口。
SUPER "DRY" 生ビール

ビール 飲酒は20歳になってから。飲酒運転は法律で禁止されています。のんだあとはリサイクル。アサヒビール株式会社

国保

だより

KOKUHODAYORI

「保険証」の更新時期です

現在、国民健康保険に加入している皆さんが使用している「保険証」は、有効期限が、9月30日で満了となります。

新しい「保険証」を、9月末に送付しますので、届きましたら、現在ご使用の「保険証」を、市役所市民課国保年金係、白沢総合支所、白岩出張所、岩根出張所または中央公民館へお返

保険証を忘れないで提示しましょう

病院等にかかる際は保険証を必ず提示して受診しましょう。(併せて70歳以上の方は「国民健康保険高齢受給者証」が必要です。)

かかった医療費のうち自己負担分以外は加入している健康保険で負担するようになります。

国民健康保険から社会保険等に加入した場合はその時点で国保から脱退する必要がありますが、手続きが必要になります。また、病院にかかる時は速やかに社会保険等の保険証の提示をしてください。

現在加入している健康保険を再度確認しましょう。

しください。
なお、「保険証」が届かなかったり、記載されている内容の誤りや不明な点がある内容の誤りや不明な点がありましたら、市民課国保年金係までお問い合わせください。

※「保険証」は、1世帯に1枚の交付となります。(同じ世帯に退職被保険者や被保険者の方がいる場合はこの限りではありません。)

「保険証」を大切にしましょう

- 「保険証」が交付されたら記載事項に誤りがないか確認してください。

- コピーしたものの、有効期限が切れたものは使えません。

- 「保険証」は必ず手元に保管してください。紛失した場合、そのままにしていると悪用されることがありますので、早めに市民課国保年金係へ届け出てください。

- 社会保険に加入した場合など国保を脱退する時は、すぐに届け出て「保険証」を返却してください。

- 「保険証」の貸し借りはできません。(罰せられます)

- ◆ 問い合わせ先
市民課 国保年金係 (☎内線126)

りません。
※長期旅行や、長期間遠方で仕事をする方のため(遠隔地)の「保険証」を別に交付してあります。この(遠隔地)の「保険証」についても有効期間が満了しますので、市民課国保年金係、または総合支所市民福祉課窓口で更新の手続きが必要となります。

なりません。(新・旧「保険証」と認印をお持ちください。)

◎ 社会保険等職場の健康保険に加入した場合、若しくは退職して職場の健康保険をぬけた場合は14日以内に届けなければなりません。届け忘れがないか確認してください。

借金(サラ金・ローン返済)にお悩みの方ご相談ください

司法書士法人 あおば事務所

福島事務所: 福島市南中央3丁目7-2 鶴島ガーデン102号
電話番号: 024-528-8802
二本松事務所: 二本松市成田1丁目816-1コーポ成田3-101号
電話番号: 0243-62-2515

水道工事はお任せ! 本宮市水道工事指定店会

(南) 浜野和水道 (☎33-2788)
(南) 本宮設備 (☎33-2602)
(南) カトク設備 (☎33-2188)
(南) オオナミ (☎33-1001)
(南) 藤商會 (☎33-5955)
(南) 光設工業所 (☎33-1888)
(南) キンク設備工業 (☎33-1248)
(南) タカマツ (☎33-5842)
(南) 大敬工業所 (☎48-1388)
(南) 小山設備 (☎33-3031)
(南) 須藤住機工業 (☎34-5556)
(南) 本宮市本宮字小幡33番地1